

公 告

分任契約担当官代理
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科
第1契約班長 和田 信男

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：大型車両用オートリフト定期点検
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：健軍駐屯地
- (4) 履行期限：令和9年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「D」等級以上の資格を有するもの。前記の競争参加資格を有する登録業者は、資格審査結果通知書（写）を令和8年8月24日までに提出すること。なお、FAXによる送付を可とするが、入札件名及び電話連絡先の記載がないものは提出したものと見做さない。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

4 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

5 競争入札執行の日時場所

- (1) 入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地 会計隊会議室
- (2) 日 時：令和8年8月26日（水）13時30分

6 落札決定方法

- (1) 総額（税抜き価格）が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和24年勅令第165号）第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (2) 全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
- (3) 同価の入札の場合については、抽選により決定する。

7 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免 除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
- (3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

9 契約書等作成の要否

- (1) 「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成提出
- (2) 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

10 その他

- (1) 郵便又は持参による入札を可とする。電信電話による入札は認めない。
- (2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と余白に記入すること。
- (3) 郵送の場合は送信封筒に、「入札日時」「入札件名」「会社名等」及び「入札書在中」と記載し入札書を封入すること。入札期日の前日（前日が行政機関の休日の場合は休日直前の平日）17時迄に必着するよう郵送し、業務科契約班まで電話連絡をすること。（再度入札を含む。）
- (4) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。
- (5) 入札における消費税の取り扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。
- (6) 開札後、落札者に連絡します。（当日中を基準とする）

11 入札に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 第2契約班（担当：井口）

TEL 096-368-5111（内線3585）

FAX 096-368-3579

12 仕様書に関する事項の問い合わせ先

〒862-0901

熊本県熊本市東区東町1-1-1

陸上自衛隊健軍駐屯地 第301通信直接支援中隊（担当：村上）

TEL 096-368-5111（内線3806）

調達要求番号：6 S J P 1 A G 0 0 0 6

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
大型車両用オートリフト定期点検		V-Z 5 0 0 0 0 1 B	
		作 成	令和2年10月19日
		変 更	令和8年 8 月 5 日
		作成部隊名	第301通信直接支援中隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する車両オートリフト（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 の 1.2 による。

1.2.1 点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフト製造会社（以下、製造会社という。）の定期点検要領書に基づき、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

番号	物品番号	主品目番号	品名
1	4 9 1 0 - 2 8 5 - 0 9 6 9 - 5	2 4 8 2 4 0 2	大型車両用オートリフト

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

車両用オートリフト（10 t，24 t，30 t）の定期点検実施要領の徹底について（通達）[陸幕武化第556号電（20. 12. 15）]

リフト点検資格認定制度 社団法人 日本自動車機会工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全を確保する。
また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会” が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は点検とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準作業外見積書”を契約担当官等（以下、担当官という。）に提出し、承認を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7 塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、錆、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、GLT-CG-Z000001の3.2による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、表2に示す‘無償貸付申請書’により申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z 500002の2.9.7により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書 ^{a)}		GLT-CG-Z000001の5.2.1による。
製造会社の定期点検要領書 (定期点検記録表を含む)		—
標準外作業見積書 ^{a)}		—
注 ^{a)} 必要に応じて提出する。		

4.5 添付書類

添付書類は、表3による。

表3－添付書類

名称	部数	注記
定期点検成績表	各1	—
交換部品証明書		—
品質保証書		—
納入品のかしに関する契約条項		GLT-CG-Z000001の7.4による。

4.6 履歴簿等への記載

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの略式履歴簿へ年月日、作業内容及び契約相手方の名称を記入するものとする。また、当該装備品の見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入したシール等を貼付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商慣習とする。

4.7 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

4.8 納期

令和9年3月31日

表 4－標準作業表

工 程		作 業 内 容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況など官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	a) 動力源の点検 b) 障害物（周囲）の点検 c) 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	a) 油脂類の交換，給脂，塗布及び除去（防錆処置） b) 消耗品及び定期交換部品の交換（ワイヤーロープ等） c) 各部位の調整及び清掃 d) 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	a) 安全装置の点検 b) 駆動装置の点検 c) 昇降装置の点検 d) 操作装置の点検 e) 配管部の点検 f) その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	a) リフトの位置確認及び調整 b) アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。
10	略式履歴簿への記載及びシールの貼布	検査終了後、4.6に基づき、略式履歴簿へ必要事項を記載する。また、当該装備品の見えやすい箇所にシールを貼る。

調達要領指定書	発簡番号	-				
	調達要求番号	6 S J P 1 A G 0 0 0 6				
	調達要求年月日	令和 8 年 8 月 5 日				
	作成部課	第 3 0 1 通信直接支援中隊				
	作成年月日	令和 8 年 8 月 5 日				
品名	大型車両用オートリフト定期点検					
仕様書番号	V-Z 5 0 0 0 0 1 B					
指定事項：今回調達する大型車両用オートリフトの外注整備は、次による。						
1 仕様書 1.3 種類は大型車両用オートリフトとする						
<table><tr><td>会社名</td><td>型式</td></tr><tr><td>(株) バンザイ</td><td>W S L - P S F U 2 4 0</td></tr></table>			会社名	型式	(株) バンザイ	W S L - P S F U 2 4 0
会社名	型式					
(株) バンザイ	W S L - P S F U 2 4 0					
2 仕様書 2.5 整備実施場所は第 3 0 1 通信直接支援中隊整備工場内とする。						
3 仕様書 4.3 交換部品の返納は、行わないものとする。なお、処分については、契約の相手方が処分するものとする。						
4 交換部品については、別紙のとおり。						

表 5－交換部品表（6 年）

番号	型式	品名	数量
1	X32	02-05N MC ウェアリング	2 個
2	X32	02-06N スクレーパー	2 個
3	X32	02-08N MC ライナー	14 個
4	X32	02-15N 高圧ゴムホース	2 本
5	X32	02-16N 爪 (B)	4 個
6	X32	02-17N 爪取付板	4 個
7	X32	02-18 六角穴付ボルト	8 個
8	X32	02-19 六角ボルト用ばね座金	8 個
9	X32	02-20 平座金	8 個
1 0	X32	02-21N リンク	8 個
1 1	X32	02-22N ピン (A)	4 個
1 2	X32	02-23 スナップピン	4 個
1 3	X32	02-24N $\phi 6 \times 60$ ピン	20 個
1 4	X32	02-26N アジャストナット	4 個
1 5	X32	02-27N 爪解除ロッド	2 個
1 6	X32	02-28 六角ナット	2 個
1 7	X32	02-29 ソレノイド	4 個
1 8	X32	02-30N ピン	2 個
1 9	X32	02-40 リミットスイッチ	2 個
2 0	X32	02-63 MC ウェアリング用シム調整板 0.2	2 個
2 1	X32	02-64 MC ウェアリング用シム調整板 0.1	2 個
2 2	X32	02-65 MC ライナー用シム調整板 0.1	14 個
2 3	X32	05-04 単列深溝玉軸受	4 個
2 4	X32	05-05 軸用 C 型止め輪	4 個
2 5	X32	05-13 単列深溝玉軸受	4 個
2 6	X32	06-07N トルクリミッタ	1 個
2 7	X32	06-10 単列深溝玉軸受	4 個
2 8	X32	06-25 ローラチェーン	1 本
2 9	X32	06-30 ターンバックル	1 個
3 0	X32	06-31 ワイヤクリップ	2 個
3 1	X32	06-32 ワイヤ	1 本
3 2	X32	06-33 滑車	11 個
3 3	X32	08-A-01 電磁チェックバルブ Assy	2 式
3 4	X32	09-A-01 電磁チェックバルブ Assy	2 式

3 5	X32	10-27N ホイスト用押釦開閉器	1 個
3 6	X32	10-32 キャブタイヤコード	1 本
3 7	X32-L6	1) リフト定期点検作業工賃 4 人×7H× 1 日	1 式
3 8	X32	2) ユニック車	1 式
3 9	*	3) 消耗品費 (グリス・ウエス等)	1 式